



だれもが健康で 笑顔あふれる まちづくり

【医療・保健・福祉】

基本目標 1

1-1 地域医療の推進

■ 現況と課題

地域で安心して暮らすためには、医療体制の充実が重要な要素の一つです。現在、市内には一般病院 1 カ所、精神科病院 1 カ所、医院(開業医診療所)19 カ所が開設しています。しかし、小児科、産科等専門医院が少なく、地理的に近い大垣市、羽島市、および三重県、愛知県の医療機関を利用している場合が多くみられます。また、脳疾患、心疾患などの急性期に対応できる二次医療体制は十分とはいえ、これらのニーズが高い専門外来の医療体制を、医師会と連携し整えていくことが課題となっています。

救急医療体制は、海津市医師会の医療機関による休日在宅当番医制と、海津市医師会病院による夜間指定当番医制が実施されています。第二次救急医療については、西濃圏域における病院群輪番制が確保されており、精神科治療については、西濃・岐阜地域内での救急医療の当番制が組まれています。

また、夜間の小児科受診に関しては、大垣市民病院内の小児夜間救急室にて、小児夜間急患医療体制が、西濃圏域市町の負担金により整えられています。毎年、利用者の約 5%~8%が海津市民の利用であり、今後も引き続き、西濃圏域市町と連携して維持していくことが求められます。

一方、市民自らも心停止時の応急手当に対応できるよう、AED(自動体外式除細動器)を庁舎・小中学校・公民館等の施設に設置し、定期的に救命講習が実施されています。

また、県の広域災害・救急医療情報システムが整備され、局地災害発生時の支援情報の統括とともに、平常時には消防機関や住民等に対して、円滑な救急搬送等のための救急医療情報が提供されており、さらなる市民への周知と啓発が課題となっています。

■ 救急医療体制利用実績

単位：人

	休日在宅 当番医制	夜間指定当番医制		第二次救急病院群		小児夜間急患医療体制	
			うち海津市民	輪番制	うち海津市医師会病院		うち海津市民
平成20年度	721	1,985	1,742	3,075	75	-	-
平成21年度	712	1,931	1,717	3,066	86	1,622	129
平成22年度	642	1,743	1,551	2,486	75	1,461	84
平成23年度	895	1,778	1,588	2,349	79	1,523	88
平成24年度	810	1,748	1,585	2,301	64	1,651	98
平成25年度	731	1,586	1,446	2,309	46	1,433	89
平成26年度	800	1,548	1,394	2,135	53	1,280	72
平成27年度	713	1,458	1,324	2,162	51	1,236	79

※西濃圏域市町での小児夜間救急体制への負担金支出は平成21年度より

資料：健康課

■ 基本方針

住み慣れた地域で必要な医療サービスを受けつつ、安心して自分らしく健やかな生活が営めるよう、医療関係者と行政の連携による地域医療を推進します。

■ 施策の方向

1. 地域医療体制の整備

医療ニーズは増大かつ専門化しつつあり、これに対応する地域の医療体制の整備を、海津市医師会病院を核とした病診連携のさらなる強化により目指していきます。また、市内の高度かつ専門的な医療、検診体制の確保のため、海津市医師会病院への医療機器導入の支援を行い、同院の充実に努めるとともに、専門外来の充実に向け、要請並びに支援に努めます。さらに、市外の専門医療機関と市内診療所等の病診連携を推進し、一次医療(診療所)、二次医療(病院)、三次医療(高次医療)を適切に受診できる地域医療体制の充実に努めます。

2. 救急医療体制の充実

急病時にも安心して受診できる、時間外診療の充実に努めます。休日の海津市医師会による当番医制、夜間の海津市医師会病院を中心とした夜間指定当番医制の充実と、西濃圏域における二次救急病院群輪番制、精神科当番制、および大垣市民病院の小児夜間救急医療体制の継続に努めます。また、市民に対して、当番医の情報提供の充実に努めるとともに、広域的な救急搬送に関する『ぎふ救急ネット』の周知を進め、救急医療の情報提供の充実に努めます。また、災害発生など緊急時の医療体制の充実に努めます。

3. 「かかりつけ医」の推進

海津市医師会・海津市歯科医師会と協力して、関係機関とのつながりにより切れ目のない医療体制を整備し、市民が日頃から安心して診療や健康について相談できる「かかりつけ医」を持つ重要性を周知かつ強く推奨していきます。また、コンビニ受診[※]を控えるなどの啓発も行っていきます。

※コンビニ受診：一般的に外来診療をやっていない休日や夜間の時間帯に、救急外来を受診する緊急性のない軽症患者の行動(受診)のこと

成果指標	現状値	目標値 (H33)
休日・夜間の救急診療実施日数	438日(H27)	437日

1-2 健康づくりの推進

■ 現況と課題

平成 26 年における市民の死因については、上位から、悪性新生物(がん)、心疾患、肺炎、脳血管疾患、老衰の順となっており、生活習慣病疾患が占める割合は 57.8%となっています。また、市民の 3 人に 1 人ががんにより亡くなっています。

健(検)診の状況は、特定健診の受診率は上昇傾向、肺がん検診は微増傾向を示していますが、それ以外は横ばい状態もしくは減少傾向にあります。がん検診においては、国が掲げる目標値の受診率 50%には至っていませんが、子宮がん検診と大腸がん検診については、西濃保健所管内受診率を上回っています。

心豊かな生活を営む上で、生涯にわたり健康であることは重要であり、そのためには、生活習慣の改善など、一人ひとりが予防に取り組むことが必要です。生活習慣病は、早期発見・早期治療が重要であり、対策を総合的に推進することが求められています。

また、複雑化・多様化する地域社会、希薄化する人間関係のなかで、うつ病をはじめとするこころの病が増加しており、こころの相談など精神のケアや適切なストレス解消に向けた支援について、ライフステージ※に応じた対応が求められています。

健康づくりの推進はすべての市民が生き生きと暮らすための基本的条件であり、併せて市民の健康維持は、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計の健全化と直結しており、健康寿命の延伸をさらに図ることが重要な課題となっています。

子どもから高齢者まですべての市民が、生涯にわたり健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことができるようにするために、健康づくりに取り組みやすい環境を築き、かかりつけ医を推進するなど、地域全体で健康を守るための環境を整備することが重要です。

※ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階

■ 原因別死亡者数および人口 10 万人当たりの県との比較

単位：人

		総数		第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位						
		実数	率	死因	実数	率	死因	実数	率	死因	実数	率	死因	実数	率			
平成22年	海津市	383	1,009.5	悪性新生物	104	274.1	心疾患	70	184.5	肺炎	51	134.4	脳血管疾患	38	100.2	不慮の事故	14	36.9
	岐阜県	20,220	989.5	悪性新生物	5,622	275.1	心疾患	3,327	162.8	脳血管疾患	2,091	102.3	肺炎	1,922	94.1	老衰	1,081	52.9
平成23年	海津市	458	1,223.9	悪性新生物	113	302.0	心疾患	87	232.5	肺炎	67	179.0	脳血管疾患	41	109.6	不慮の事故	23	61.5
	岐阜県	21,053	1,033.5	悪性新生物	5,787	284.1	心疾患	3,619	177.7	脳血管疾患	2,037	100.0	肺炎	2,014	98.9	老衰	1,187	58.3
平成24年	海津市	434	1,175.4	悪性新生物	121	327.7	心疾患	89	241.0	肺炎	44	119.2	脳血管疾患	36	97.5	不慮の事故	19	51.5
	岐阜県	21,531	1,061.2	悪性新生物	5,802	286.0	心疾患	3,656	180.2	脳血管疾患	2,022	99.7	肺炎	1,938	95.5	老衰	1,358	66.9
平成25年	海津市	402	1,101.8	悪性新生物	104	285.0	心疾患	89	243.9	肺炎	35	95.9	脳血管疾患	33	90.4	不慮の事故	18	49.3
	岐阜県	21,518	1,066.3	悪性新生物	6,033	299.0	心疾患	3,507	173.8	脳血管疾患	1,936	95.9	肺炎	1,852	91.8	老衰	1,592	78.9
平成26年	海津市	434	1,208.5	悪性新生物	137	381.5	心疾患	78	217.2	肺炎	50	100.2	脳血管疾患	36	139.2	老衰	22	61.3
	岐阜県	21,658	1,078.6	悪性新生物	6,017	299.7	心疾患	3,513	175.0	脳血管疾患	1,938	96.5	肺炎	1,899	94.6	老衰	1,524	75.9

資料：健康課

■ 主な検診・健診の受診率

単位：%

	がん検診					生活習慣病 健診	特定健診
	胃	大腸	乳	子宮	肺		
平成22年度	11.3	20.0	27.1	25.7	1.2	14.4	23.1
平成23年度	10.9	23.6	27.4	27.0	1.2	15.2	25.3
平成24年度	10.4	21.6	27.3	23.0	1.2	12.3	26.0
平成25年度	9.3	21.5	25.4	24.9	1.3	12.0	25.8
平成26年度	7.6	20.7	25.0	24.8	1.4	9.3	29.2

資料：健康課

■ 基本方針

市民一人ひとりが自ら生活習慣の改善を考え、日常から健康づくりに取り組めるよう、健康に関する情報提供や保健サービスの充実を推進します。

■ 施策の方向

1. 主体的な健康づくりの推進

市民一人ひとりが、自発的に健康づくりに取り組むことができるよう促すことが最も重要であり、健(検)診事業を積極的に推進し、特定保健指導等における確かな指導を行うとともに、広く市民に対して健康展や市民健康講座等を開催し、生活習慣病予防として喫煙および飲酒の節制をはじめ、食生活の改善や適度な運動の動機づけを行い、各々が普段の生活習慣を見直すことにより自らの健康の維持・増進に対して関心が高まるような普及啓発活動の充実に努めます。また、こころの健康づくりとして、こころの病に関しての偏見をなくし、こころの安定、病気の予防、早期相談・治療につながるよう、関係機関と連携し健康づくりを推進するとともに、自殺予防事業の充実を図ります。

2. 健(検)診事業の推進

生活習慣病等の早期発見、早期治療に向けて、特定健診や各種がん検診、結核検診、歯科健診の受診の促進を図るとともに、人間ドックへの助成や予防接種を実施し、疾病予防の推進を図ります。がん検診の重要性について、出前講座やコール・リコール※等で周知、また HP(受診推奨サイト)等を通して、若年層等への啓発に努め、受診率の向上を図ります。

また、健(検)診事業を継続的に実施し、受診を促すことで、市民が自ら健康に配慮しつつ、健康で活力ある生活を送ることができるよう支援・指導の充実強化に努めます。

※コール・リコール: 受診行動の定着化のための対象者への繰り返しの個別勧奨

3. 母子保健サービスの充実

妊産婦や乳幼児の定期的な健康診査や母親学級・離乳食学級などの母子保健教室、育児相談、家庭訪問等、継続した育児支援のなかで母子保健サービスの充実を図り、母子保健推進員による活動の充実など地域のつながりのなかで、安心して子育てができるまちづくりに努めるとともに、包括的な子育て支援に努めます。

4. サービス提供体制の充実

保健業務の情報管理体制の強化を図るとともに、個別予防接種、乳幼児健診・教室等の保健サービスを実施します。また、健康づくりの拠点として保健センターの充実を図り、市民の適切な健康管理並びに主体的に健康づくりに取り組むことができるように支援の充実を図り、市民の健康寿命の延伸を目指します。

個別計画 かいづ健康づくりプラン

成果指標	現状値	目標値 (H33)
40歳から74歳までの国保加入者の特定健診受診率	30.4%(H27)	38.0%
肺がん検診受診率	1.0%(H27)	1.7%
胃がん検診受診率	4.3%(H27)	9.0%
大腸がん検診受診率	22.9%(H27)	25.0%
乳幼児健診受診率	97.6%(H27)	98.0%

1-3 子育て支援の充実

■ 現況と課題

全国的にみられる少子化は、本市においても深刻な課題であり、平成 26 年の本市合計特殊出生率は 1.13 で、岐阜県の 1.42 を下回っている状況です。しかしながら、共働き世帯に占める子どものいる世帯の割合は増加傾向にあり、子育てに関する総合的な支援が求められています。

本市では、13 カ所の保育園、幼稚園、認定こども園において、就学前の教育・保育が提供されています。入所人員数は横ばいで待機児童はない状態であり、今後、子どもの減少の一層の進展が予想されるなかで、教育・保育施設の適正な配置とサービスの維持が課題です。

教育・保育施設では、延長保育、一時預かり保育、病児保育等のサービスが提供されていますが、保護者の就労形態の多様化や疾病等による育児困難等に対応する子育て短期支援事業等のサービスの提供が求められています。

就学後の支援としては、留守家庭児童教室(放課後児童クラブ)が、全小学校区で実施されており、夏休みなど学校休業日の受け入れ年齢の拡大等の充実が求められています。

また、子育て家庭が孤立しないよう、地域で子育ての情報交換や仲間づくり等ができる子育て支援センターの活動(地域子育て支援拠点事業)の継続や、地域における子育て支援機能の充実として、ファミリー・サポート・センター事業の実施が課題となっています。

社会・経済情勢の不安定さや家庭教育機能の低下もあり、本市においても、育児不安等に関する相談件数は増加傾向にあります。保護者の悩みの軽減を図るとともに、児童虐待の早期発見・早期対応が重要であり、地域での子どもへの日常的な声かけをはじめとする見守りネットワークの充実が課題です。また、子育て支援として、本市では、出生時・小学校入学時には子宝祝金の支給、出生から義務教育終了までの入院・通院の医療費の助成により、経済的負担の軽減を図っています。



■ 基本方針

子育て世代が安心して子どもを生み、育てる喜びを感じられるよう、子育て支援の充実を図るとともに、子どもの視点に立ち、子どもたちの健やかな成長が保障されるような環境の整備を推進します。

■ 施策の方向

1. 多様な子育て支援サービスの充実

教育・保育施設における延長保育等のサービスの充実を図るとともに、児童養護施設での短期預かり（子育て短期支援事業）等の、複雑化するニーズに対応するサービスの多様化を推進します。また、共働き家庭等の児童へ、放課後の遊びや勉強、生活の場を提供する留守家庭児童教室の充実を図ります。これら多様な子育て支援の有効な利用を促進するため、専門員による相談の充実やガイドブックの作成、情報端末向けの子育て支援サイトの運営を推進します。

2. 地域の子育て力の向上

子育て支援センターの育児サークルや相談等への支援により、地域における子育て支援体制の強化に努めます。また、地域の中で助け合いながら子育てをするファミリー・サポート・センター事業を必要に応じて実施し、地域ぐるみの子育て支援体制を推進します。身近な公園や既存施設の空きスペースを活用し、ちびっ子広場等の子どもが安全に遊べる、地域における子どもの居場所づくりに努めます。

3. 子育て家庭の負担軽減

教育・保育施設や子育て支援センターを中心に、子育て相談の充実や、子育て情報の提供に努め、育児に関する不安の解消を図ります。また、子育てへの助成制度の充実により、子育て家庭の経済的な負担の軽減に努めます。育児放棄等の児童虐待を防止するため、保護者の悩みの軽減を図るとともに、早期発見と適切な保護、支援ができる体制の充実を図ります。

4. 少子化への対応

若者や子育て世代に対し、出会いや結婚、妊娠、出産、育児への支援を実施し、定住化を促進します。

個別計画 海津市子ども・子育て支援事業計画 / 海津市公立保育所等民営化・統廃合計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
地域子育て支援拠点 延べ利用者数	17,838人(H27)	15,000人
留守家庭児童教室利用者数	360人(H27)	360人
特定教育・保育施設 延べ利用者数	1,050人(H27)	800人
待機児童数	0人(H27)	0人

1-4 障がい者（児）福祉の充実

■ 現況と課題

障がい者（児）福祉は、平成25年4月に障害者自立支援法から障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）へ改定され、個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに加え、地域生活支援事業やその他の支援を総合的に行うことを目指すものとされました。

障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等を加え、難病患者等に対する障害福祉サービスの提供が可能となり、平成26年4月1日には、これまでの障害程度区分にかわる障害支援区分の創設、ケアホームのグループホームへの一元化等の改正が行われました。

本市では、身体障がいの手帳所持者数はほぼ横ばいであるのに対し、知的障がい、精神障がいの手帳所持者数は年々増加傾向にあります。また、日常生活の中で行動・認知面、集団行動等で課題を抱えている人も増加しています。障がいのある人が安心して生活できるように、医療費の助成や福祉サービスに関する情報提供、相談窓口などの支援体制を整え、関係機関との連携を図りながら、個々のニーズに応じた適切な支援を行っていくことが課題となっています。

障がいのある人が、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるように、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護や就労継続支援等の日中活動系サービス、グループホーム等の居住系サービス等の障害福祉サービスを提供するとともに、意思疎通支援事業※や日常生活用具給付等事業、移動支援事業等の地域生活支援事業を行っており、今後も継続していく必要があります。

障がいのある人の就労機会の充実と、障がいのある人が地域で安心して生活できる環境を、より一層整備していくことが必要です。

また、発達障がい等の早期発見・早期療育が大切であり、保健・福祉・教育にわたる長期的な支援体制の連携強化が必要です。

※意思疎通支援事業：聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）などに対し、社会生活上相互に円滑な意思の疎通を図る上で支障のある場合に、手話通訳者又は要約筆記者等を派遣し、意思伝達の支援を行う事業

■ 障がいのある人の推移

単位：人（各年3月31日現在）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
身体障害者手帳所持者	1,718	1,697	1,702	1,675
療育手帳所持者	281	287	300	305
精神障害者保健福祉手帳所持者	197	213	218	232

資料：社会福祉課

■ 基本方針

障がいのある人が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、各種障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の強化を図るとともに、自立した生活を支援します。

■ 施策の方向

1. 自立支援の充実

障がいのある人が、きめ細かな支援等により、住みなれた地域で安心して生活できるよう、障がいのある人とその家族が必要とする障害福祉サービスの充実と職員の確保を含めた提供体制の強化を図ります。

また、障がいのある人の自立を促進するため、企業や関係機関と連携し、障がい者雇用に関する継続的な啓発や働きかけを行うとともに、一人ひとりの能力や適性に応じた就労・雇用支援を推進します。

2. 地域生活支援事業等の推進

意思疎通支援事業や日常生活用具給付等事業、移動支援事業等を提供し、障がいのある人の地域での日常生活や社会生活を支援するとともに、障がいのある人やその家族が気軽に相談できる体制を整備し、情報提供に努めます。

また、障がいのある人が幅広く社会参加できるよう、スポーツ・レクリエーションの普及や芸術・文化活動の振興を支援します。

3. 障がい者（児）への理解の促進と差別の解消

各関係機関との連携により、障がいのある人に対する虐待の防止をはじめ、差別の解消や合理的配慮に取り組むとともに、広報活動や福祉教育の充実を図り、障がいや障がいのある人に対する理解の促進に努めます。

4. 発達障がい者（児）支援の推進

発達支援センターを中心に、関係機関の連携による発達障がい等の早期発見・早期療育のさらなる推進と、乳幼児期から成長期までのライフステージに合わせたとぎれのない支援を行います。

また、発達障がいの特性を正しく理解し、より良い対応や支援につながるよう研修やケース検討会の充実を図ります。

個別計画 海津市障がい者計画 / 海津市障害福祉計画

成果指標	現状値	目標値（H33）
障がい児通所支援 延べ利用者数	636人(H27)	700人
発達支援センター 相談児数（受診者数）	105人(1,058件) (H27)	140人 (1,400件)

1-5 高齢者福祉の推進

■ 現況と課題

本市の65歳以上の高齢者人口は、平成28年4月1日現在10,514人、高齢化率は29.1%で増加傾向にあり、これに伴い要介護認定者数も年々増加しています。一方、要介護者を支える40歳から64歳の人口は減少しており、要介護者1人を平成20年度では約10人で支えていたものが、平成28年度には約8人で支えている状況になっています。

このまま推移していくと、いずれ介護サービスの需要に対応しきれなくなることが懸念されます。従って、介護予防を重視した健康づくりに努め、また、高齢者の社会活動の充実や就業の場の確保等、高齢者の豊富な人生経験や知識技能を活かした社会参加の機会の提供や活躍できる環境の整備を進め、介護を必要としない環境づくりが求められています。

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービス等の充実が求められますが、今後の高齢化の進展に伴い、認知症の比率も高まることが予測され、認知症高齢者の早期発見、早期対応への対策が課題となっています。

また、高齢者福祉の充実には、地域包括支援センターや医療機関、社会福祉協議会等の関係機関の連携とともに、地域での多様な助け合い活動の創出、ボランティアのネットワーク化等の推進により、高齢者を地域ぐるみで支えていく環境を整えることが大切です。

本市では、南濃総合福祉会館「ゆとりの森」、平田総合福祉会館「やすらぎ会館」において、高齢者の生きがい活動の支援を図っています。また、特別養護老人ホーム「サンリバー松風苑」、介護老人保健施設「サンリバーはつらつ」を運営していますが、現在、「サンリバー松風苑」は入所待機者が多い状態にあります。

■ 要介護認定者数の推移

	40歳～64歳の人口（人）		65歳以上の人口（人）		
		うち認定者数		うち認定者数	認定率（%）
平成20年度	14,180	52	8,698	1,279	14.7
平成21年度	13,993	57	8,791	1,304	14.8
平成22年度	13,867	58	8,972	1,297	14.5
平成23年度	13,876	60	8,984	1,341	14.9
平成24年度	13,700	59	9,134	1,337	14.6
平成25年度	13,375	53	9,512	1,407	14.8
平成26年度	13,081	52	9,891	1,449	14.6
平成27年度	12,821	49	10,194	1,566	15.4
平成28年度	12,492	47	10,514	1,619	15.4

資料：高齢介護課（認定者数・認定率）・市民課（人口）

■ 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域でのケア体制の充実や高齢者の生きがづくり、社会参加を推進します。

■ 施策の方向

1. 高齢者の地域生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現のため、多様なニーズに対応する介護サービスの充実や在宅医療との連携体制の確立を図るとともに、地域での見守り等の支援体制の創出および市民ボランティア団体等の担い手の育成を推進し、地域包括支援センターを中心に多様で総合的なサービスの提供に努めます。

ひとり暮らしの高齢者に対しては、食事支援サービスや緊急時通報システムの充実を図ります。また、要介護状態になっても高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険制度の健全な運用とサービスの質的向上に向けて、介護サービスの充実と給付の適正化に努めます。

2. 高齢者の生きがづくり

高齢者の就労を通じた生きがづくりを支援するため、シルバー人材センターの活動を支援します。また、老人クラブ活動や生涯学習等の地域における高齢者の自主的な活動の育成、推進に努め、高齢者が地域で幅広く社会活動に参加し、心豊かに生き生きと暮らせる社会を目指します。

3. 介護予防の推進・認知症への対策

高齢者が日常生活の中で継続的に参加できる介護予防活動の普及を図り、介護・医療・予防が一体となった介護予防サービスの充実と、介護予防の支援を必要とする人の把握、サービス提供体制の育成に努めます。また、認知症高齢者の早期把握と認知症に必要な介護サービスの充実を図り、認知症高齢者の支援を推進するとともに、市民に対して認知症の理解を深め、徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業[※]等の高齢者見守り体制の構築に努め、認知症高齢者と家族を支えるサポーターや認知症カフェ[※]等、地域の支援体制づくりを積極的に推進します。

※SOS ネットワーク事業：家族だけでなく地域の支援を得て、認知症により徘徊のおそれがある高齢者等の早期の保護、安全の確保に努め、家族の介護負担を軽減し、安心して介護できるように支援する事業

※認知症カフェ：認知症の人やその家族、地域住民が気軽に集い、ゆっくりと語らうことのできる場

個別計画 海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
要介護（要支援）認定率	15.4%(H28)	15.4%
地域包括支援センター 総合相談 延べ相談件数	4,316件(H27)	5,000件
シルバー人材センター 就業実人員（就業率）	368人（90.0%）(H27)	395人(95.0%)

1-6 母子・父子福祉の充実

■ 現況と課題

本市のひとり親家庭は、平成 28 年度現在、母子家庭は 206 世帯、父子家庭は 23 世帯で、近年はほぼ横ばいとなっています。

ひとり親家庭の生活は、家事や育児、就労すべてのことを1人で対応せざるを得ないため、育児について一般家庭以上に支援が必要です。特に、父子家庭の場合は、母親たちの子育てネットワークとの接点が少ない傾向にあり、子育ての情報を入手しづらい等、孤立して育児をし、多くの子育ての悩みを抱え、適切な相談や指導の充実が求められています。

また、仕事と育児の両立においても、ひとり親家庭は家事や育児を1人で担わざるを得ないため、一般家庭以上に就労可能な時間への制約が生じ、正規雇用の就労機会を得る妨げとなり、非正規雇用者である場合が多くなっています。経済的に不安定な状況に置かれている母子家庭に対しては、従来より、技術習得等の就労支援や寡婦福祉資金貸付金等の経済的支援の制度が整備されてきましたが、近年は、不安定な社会・経済情勢を反映し、男性の非正規雇用者も増加していることから、父子家庭も母子家庭と同様に就労支援や貸付金等の支援制度の対象となり、支援の幅が広がりつつあります。

子どもの福祉の観点からも、ひとり親家庭の生活、医療、就職、児童の教育、就学のあらゆる相談を気軽にできる体制の充実が重要であり、自立支援員による相談窓口を設置し、ひとり親家庭への相談や指導による支援を行っていますが、今後も、相談支援を充実し、的確な支援につなげていくことが重要です。

■ ひとり親家庭の相談件数の推移

単位：件

	生活一般	児童	経済的支援 生活擁護	その他	計
平成23年度	10	28	64	5	107
平成24年度	7	17	135	4	163
平成25年度	0	17	117	2	136
平成26年度	3	11	120	22	156
平成27年度	28	21	137	32	218

資料：社会福祉課

■ 基本方針

母子・父子世帯のニーズの実態把握に努め、自立した生活を営めるよう、国・県の制度に基づく各支援策を実施するとともに、精神的・経済的な安定に向けたきめ細やかな母子・父子福祉の充実に努めます。

■ 施策の方向

1. ひとり親家庭の生活支援

ひとり親家庭の家庭環境や経済状況の把握に努め、子育てのための生活安定を図るため、児童扶養手当の適切な支給を推進するとともに、ひとり親家庭の医療費助成制度により、ひとり親および児童の医療費を支援し、ひとり親家庭の健康と福祉の増進を図ります。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度の周知と相談に応じ、ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉増進を目指します。保護等の必要がある場合には、母子生活支援施設への入所措置を勧め、母子が自立して生活できるよう支援します。

2. ひとり親の就労支援

経済的に不安定なひとり親の経済的自立に向け、ひとり親の就労に結びつく能力開発の取り組みへ給付する母子家庭等自立支援教育訓練給付金や、ひとり親家庭の親へ資格取得のための費用を支援する高等職業訓練促進給付金の支援制度の周知や活用を図るとともに、ハローワーク等と連携し、就職情報の提供体制を充実し、ひとり親の就労を支援します。

3. 相談・指導の充実

母子・父子自立支援員が相談に応じる、ひとり親家庭相談窓口の周知を図り、家事や育児、就労に関してや、利用できる制度についての相談や指導援助の充実に努めるとともに、母子・父子の親子関係や児童の養育、家庭紛争、結婚、離婚等の身の上相談や、配偶者からの暴力等のDV被害に関する相談等、ひとり親の精神的な支えとなるよう相談窓口の充実に努めます。また、ひとり親家庭が交流できる場として、母子寡婦福祉連合会を支援します。

成果指標	現状値	目標値 (H33)
母子・父子自立支援 相談・指導件数	237件 (H27)	240件

1-7 地域福祉の推進

■ 現況と課題

人口減少や高齢化、核家族化等による家族内の養育や介護力の低下、地域コミュニティの衰退により、地域における福祉ニーズは多様化しています。

高齢者や障がい者をはじめ、社会的、経済的に弱い立場にある人も、すべての市民が住み慣れた地域で人権が尊重され、自立を基本として心豊かに安心して暮らし続けられるには、地域の助け合いによる地域ぐるみの取り組みが不可欠であり、その実践が求められています。市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会を中心に、一人ひとりの努力(自助)、市民同士の相互扶助(共助)、公的制度による支援(公助)の連携によって、地域の福祉課題を解決していく必要があります。

また一方では、近年の社会・経済情勢の不安定さから増加が懸念される貧困や、子どもや高齢者、障がいのある人等への虐待、配偶者に対する暴力(DV)等の外部からは見えにくい家庭内の問題に対応する地域福祉の充実が求められています。

ひとり暮らし世帯、高齢者世帯、寝たきりや認知症の高齢者を抱える家族、外国人世帯など、様々な不安や不自由さを持ちながら生活している人たちのSOSを見逃さず、問題を早期に発見するために、民生委員児童委員をはじめ、福祉推進委員、ボランティア団体等が訪問活動を行っていますが、より一層、市民による地域の中での見守り活動を推進する必要があると、市民ボランティアの育成や活動の支援、ネットワークづくりの推進が課題となっています。

また、経済的困窮のみならず、様々な問題を有する世帯に対して生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計相談支援事業を実施することで早期の問題解決に取り組んでいますが、自ら助けを求めない潜在的な生活困窮者の支援を実施するために、民生委員児童委員等の関係団体との更なる連携の構築が課題となっています。



■ 基本方針

市民が地域でつながりをもちながら生活できるよう、市民と行政が協働し、自助・共助・公助の視点による福祉意識、ボランティア意識の啓発や地域福祉活動体制の確立を推進します。

■ 施策の方向

1. 地域福祉の仕組みづくり

地域の身近な課題を、市民参加により地域で助け合って解決していくために、民生委員児童委員等の団体の支援や、住んでいる地域の近隣助け合いネットワーク等の育成・支援を図り、地区社会福祉協議会等地域における福祉の仕組みづくりを推進します。

また、地域福祉の重要な担い手である市社会福祉協議会の育成・支援を行い、機能強化を図ります。

2. 地域福祉の意識啓発とボランティアの育成

学校教育、社会教育、家庭教育等の中での福祉教育の推進や、積極的な福祉広報活動に取り組み、市民の福祉意識の高揚と相互扶助意識の醸成に努めます。また、市ボランティアセンターを通じて、ボランティア意欲のある市民や団体のボランティア登録を推進し、人材の発掘、育成に努めるとともに、活動の立ち上げや利用者への情報発信等の支援を行い、地域福祉を推進する体制の整備を図ります。

3. 地域での相談・支援体制の充実

家庭や地域の中で、誰もが安心して暮らせるように福祉サービスの拡充や情報提供および相談体制の充実に努めます。

また、災害時における避難行動要支援者への支援体制づくりに積極的に取り組むとともに、平常時からひとり暮らし高齢者や障がいのある人等への見守りや支援を行います。

4. 生活困窮者支援の充実

民生委員児童委員等の関係機関と連携することで、生活困窮者の把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計相談支援事業を実施し、生活保護に至る前の段階で経済的自立、社会的自立を目指して生活困窮者の支援に努めます。

また、生活困窮者が生活保護を要する状況となる場合もあるため、生活保護制度との連携強化に努めます。

個別計画 海津市地域福祉計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
生活困窮者自立支援事業 相談件数	122件(H27)	140件

1-8 社会保障制度の健全な運用

■ 現況と課題

平成27年度現在、国民健康保険の被保険者数は10,488人で、市人口の約3割が国民健康保険に加入しています。一人当たりの保険税額は、年間107,426円で微増傾向にあります。国民健康保険の医療費(保険給付費)は、加入者の高齢化や医療の高度化などによって年々増加し、国民健康保険財政は非常に厳しい状況にあります。このため、国民健康保険財政の健全化は重要な課題となっています。

将来の医療費の抑制を図るためには、特定健診の受診率の向上を図ることが必要です。制度の安定化を図るため、医療保険制度改革により平成30年度から、財政運営の責任主体を都道府県に移行する予定となっています。

国民年金は、高齢者等の生活を保障する公的年金制度として、その役割は非常に重要となっていますが、近年は景気の低迷や制度に対する不信感等から、未加入者の増加や保険料の未納が社会的問題となっています。未加入者および未納者等に対しては、制度の周知等の啓発を図り、加入や納付を積極的に促していく必要があります。

生活保護制度については、日本国憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障する「社会保障の最後のセーフティネット」です。近年の被保護世帯数は微増傾向にあり、今後も社会情勢の変化に伴う被保護世帯の増加は危惧されています。被保護者の自立助長を促すため、被保護者個々への適切な支援を行っていくことが課題となっています。

■ 国民健康保険財政の推移

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入	国民健康保険税	1,001	1,004	1,062	1,059	1,075	1,125	1,096	1,110
	国庫支出金	952	992	996	1,047	949	881	979	969
	療養給付費交付金	208	162	256	309	357	333	259	225
	前期高齢者交付金	644	717	825	841	959	1,146	1,076	1,130
	県支出金	179	175	216	245	277	250	280	250
	共同事業交付金	455	421	429	449	449	438	466	1,127
	一般会計繰入金	189	273	389	230	302	289	408	425
	基金繰入金	203	189	0	0	0	0	0	0
	その他	12	44	31	125	20	21	19	21
	計	3,843	3,977	4,204	4,305	4,388	4,483	4,583	5,257
歳出	総務費	26	33	36	31	26	27	25	22
	保険給付金	2,592	2,690	2,840	3,026	2,974	3,017	3,155	3,196
	老人保健拠出金	85	41	10	0	0	0	0	0
	後期高齢者支援金	458	515	491	540	588	605	585	589
	前期高齢者納付金	1	1	1	2	1	1	0	0
	介護納付金	223	214	231	254	268	280	273	241
	共同事業拠出金	401	426	432	391	443	445	467	1,118
	保健事業費	21	22	21	26	27	28	30	31
	その他	11	19	32	28	53	73	43	53
	計	3,818	3,961	4,094	4,298	4,380	4,476	4,578	5,250
差引収支	25	16	110	7	8	7	5	7	
実質収支	△179	△298	△106	△148	△104	△99	△202	△159	
基金保有額	189	0	0	0	0	0	0	0	

資料：保険医療課

■ 基本方針

市民が安心して生活を営むことができるよう、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、介護保険制度、低所得者への支援などの各種社会保障制度の健全かつ適正な運営を推進します。

■ 施策の方向

1. 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全な運用

市民の健康保持や増進に大きな役割を果たす国民健康保険において、被保険者資格の適用の適正化に努めるとともに、疾病、負傷、出産などに対する療養の給付や高額医療費、出産育児一時金などの保険給付を適正に行います。

被保険者の健康を維持するため、特定健診や特定保健指導を実施し、生活習慣病などの予防を促進するとともに、医療費適正化のため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用の促進、重複・頻回受診を防止するため定期的にレセプト(診療報酬明細書)の点検を行い医療費増加の抑制に努めます。

また、負担の平準化を図るため、給付に見合った保険税率の見直しを行い、適正な賦課に努めるとともに、保険税の徴収を強化し収納率の向上を図り、国民健康保険財政の健全化に努めます。

後期高齢者医療制度においては、ぎふ・すこやか健診等を実施し、医療費の抑制を図る他、保険料の徴収や各種申請の受付などの窓口業務を円滑に実施します。

2. 国民年金制度の周知

日本年金機構との連携を密にし、年金相談の充実や国民年金の適用、給付関係の受付事務について細やかな対応を行うことにより、国民年金の普及と加入率の向上の促進に努めます。

3. 生活保護制度の適正実施

生活保護受給者に対し、被保護者の資産や能力、扶養義務者からの援助や他法他施策の活用、就労支援等により自立した生活ができるよう支援し、生活保護制度を適正に実施します。経済的自立が容易でない高齢者等についても社会とのつながりを持つことができるよう、社会的自立に向けた支援に努めます。

また、生活保護に至る前の段階の生活困窮者を支援する生活困窮者自立支援制度との連携強化に努めます。

4. 介護保険制度の健全な運用

介護保険サービスの適正な給付や、ケアマネージメントの充実、介護予防事業の充実を図り、介護保険事業の健全な運営に努めます。

成果指標	現状値	目標値 (H33)
国民健康保険一人当たりの診療費 (年額)	369,063円 (H27)	333,212円

